

### 職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

#### 記

1 発生年月日  
平成27年6月頃から平成29年5月頃

2 所属の種別  
中学校

3 年齢  
①56歳，②54歳

4 管理職，一般職の別  
①一般職，②管理職

5 教育職員と教育職員以外の別  
①教育職員，②教育職員

6 事件・事故の概要  
大郷町立大郷中学校 教諭 <sup>すずきたかのり</sup>鈴木孝則は、自身が顧問を務めていた部活動に所属していた生徒の保護者から平成27年度及び平成28年度に集金した物品購入のための現金202,230円のうち150,000円を私的に流用した。  
また、上記の私的流用行為に関する事実関係の調査が進められていたなか、平成29年度においても、顧問を務める部活動に所属する生徒の保護者から集金した物品購入のための現金118,580円全額を私的に流用した。  
さらに、当初、学校の聞き取り調査に対し、これらの私的流用行為を秘匿し、虚偽の説明を繰り返し行うなど、事実関係の確認に支障を生じさせた。  
当該教諭は「自分はお金に携わってはいけない人間なんだと改めて思った」「今年度も同様の事件を起こしたのは、自分の気持ちが弱かったということだ」と述べている。  
加えて、当該教諭がこのような私的流用を繰り返していたことは、適切な会計管理状況の把握、管理体制の整備や再発防止に向けた対応等が不十分だったことによるものであり、管理職は管理監督責任を十分に果たしていなかった。

7 処分内容  
①懲戒処分として「免職」  
②懲戒処分として「減給1月」

8 処分年月日  
平成29年9月5日

## 職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

#### 1 発生年月日

- ①平成29年3月下旬
- ②平成29年4月上旬

#### 2 所属の種別

小学校

#### 3 年齢

49歳

#### 4 管理職、一般職の別

一般職

#### 5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員

#### 6 事件・事故の概要

当該教職員は、平成29年3月下旬、職場の送別会が行われた飲食店において、同僚の女性職員（以下「当該職員」）の左膝から左太腿に触れる行為を約50分間にわたり繰り返し行った。

また、平成29年4月上旬、職場の歓迎会が行われた飲食店において、当該職員の臀部に約20秒間触れる行為を行った上、歓迎会終了後、深夜の時間帯に当該職員の携帯電話に繰り返し電話をかけた。

さらに、これらの行為の発覚後、管理職から当該職員と接触しないよう指導を受けたにもかかわらず、当該職員に対して、独断で電子メールを送信した。

当該教職員は「自分の行動がセクシュアル・ハラスメントにあたるという正しい判断ができなかった」「自分の考えが甘かった」などと述べている。

#### 7 処分内容

懲戒処分として「停職12月」

#### 8 処分年月日

平成29年9月5日

### 職員の処分について（その3）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

#### 記

- 1 発生年月日  
平成29年5月12日（金）
- 2 所属の種別  
中学校
- 3 年齢  
28歳
- 4 管理職，一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員

#### 6 事件・事故の概要

当該教職員は、平成29年5月12日午後4時55分頃、管理職に無断で学校に持ち込み使用していたUSBメモリ1本を、出張先の駐車場において遺失し、同年5月15日午前8時頃に当該駐車場の管理者に拾得されるまでの間、紛失した。

当該USBメモリには、かつて勤務していた学校における学級通信のほか、生徒の成績に関するデータや生徒の連絡先、指導を要する事項等の個人情報が保存されていた。

当該教職員は「個人情報に関する自分の意識の低さが招いたことで、学校のルールに沿った個人情報の取扱いについて十分な認識をもっていなかったことに問題があった」などと述べている。

- 7 処分内容  
懲戒処分として「戒告」
- 8 処分年月日  
平成29年9月5日